

## 里庄町プレミアム商品券取扱加盟店換金要領

### 1. 商品券見本



### 2. 偽造・複写の確認



※ 商品券をコピーした場合、表面に「複写」の文字が現れ、裏面の里庄町章が消えます。明らかに偽造・複写だと判断される商品券は受け取らないでください。

### 3. 商品券の使用対象とならないもの

- (ア) 製造たばこ
- (イ) 出資、債務又は振込手数料等の支払
- (ウ) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (エ) 商品券やプリペイドカード等換金性の高いもの
- (オ) 事業活動に伴い使用する原材料、機械類及び仕入商品等
- (カ) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払
- (キ) 風営法第2条第1項第4号（マージャン・パチンコ店等）・第5号（ゲームセンター・ダーツバー等）・第5項（性風俗特殊営業）に規定する営業
- (ク) 現金への換金・金融機関への預け入れ

(ケ)特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するもの

#### 4. 商品券使用から換金手続きまでの流れ

- ①使用期間は、令和元年10月1日(火)～令和2年2月28日(金)です。期限経過後は、商品券を受け取らないようにしてください。
- ②お客から受け取った商品券の裏面「取扱加盟店記入欄」に、**店舗名**を記入してください(ゴム印でも可)。
- ③商品券の右肩のミミ(切取無効線)を切り取って使用不可にしてください。
- ④里庄町プレミアム商品券換金依頼書(様式第1号)に必要事項を記入・押印してください。  
※記入に当たっては、記入例をご覧ください。
- ⑤登録した金融機関に次の物をご持参ください。
  - (ア)里庄町プレミアム商品券換金依頼書(④で作成したもの)
  - (イ)使用済み商品券(ミミを切り取ったもの)
  - (ウ)里庄町プレミアム商品券換金取扱加盟店登録証明書(ラミネート加工した登録証)

※令和2年3月13日(金)までに持参してください。3月16日(月)以降は受け付けいたしませんので、お早めの手続きをお願いします。

※使用済み商品券がそれぞれ100枚を超える場合は、100枚ごとを一括りにまとめていただくようにお願いします。

※金融機関の窓口以外での商品券の受渡しは出来ませんのでご注意ください。

※換金依頼書は、前もって必要事項を記入しコピーして使用すれば便利です。(金融機関の窓口  
に持参時に押印と換金枚数の記入をお願いします。)

※換金依頼書の切取線より下の部分「取扱加盟店控」は返送されますので、なくさないように保管してください。

#### ⑥換金額の入金について

(ア)登録した金融機関が換金受付後、取扱加盟店の指定口座に入金されます。

(イ)換金手続きから指定口座への入金まで3～4週間程度要します。あらかじめご了承ください。

(ウ)金融機関の窓口では、使用済み商品券から現金への交換は行いません。

#### 5. その他

(ア)取扱加盟店を辞退する場合には、**取扱加盟店登録辞退届(様式第2号)**に記入・押印の上、企画商工課まで持参又は郵送してください。